

○国土交通省令第六十六号  
 道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）の一部の施行に伴い、及び道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第七十九条の九第一項の規定に基づき、道路運送法施行規則及び自動車事故報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
 令和四年九月七日  
 国土交通大臣 斉藤 鉄夫

道路運送法施行規則及び自動車事故報告規則の一部を改正する省令  
 （道路運送法施行規則の一部改正）

第一条 道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

（自家用有償旅客運送）

第四十九条 法第七十八条第二号の国土交通省令で定める旅客の運送は、市町村又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人若しくは前条各号に掲げる者（以下「特定非営利活動法人等」という。）が行うものであつて、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 乗車定員十一人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー（タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条第一項に規定するタクシーをいう。）その他の公共交通機関を利用することが困難な者（特定非営利活動法人等が行う場合にあつては、第五十一条の二十九の名簿に記載されている者）及びその付添人の運送（以下「福祉有償運送」という。）

イスト (略)

（申請書に添付する書類）

第五十一条の三 法第七十九条の二第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 一八 (略)

九 第五十一条の二十四に規定する自家用有償旅客運送自動車の整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類

十 第五十一条の二十五第一項に規定する事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類

十一 第五十一条の二十六に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類

十二 (略)

（輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な措置）

第五十一条の九 法第七十九条の四第一項第六号の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な措置は、次のとおりとする。

一 一三 (略)

四 第五十一条の二十四に規定する整備管理の責任者の選任その他整備管理の体制の整備

五 第五十一条の二十五第一項に規定する事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任その他連絡体制の整備

六 第五十一条の二十六に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置

（自家用有償旅客運送）

第四十九条 法第七十八条第二号の国土交通省令で定める旅客の運送は、市町村又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人若しくは前条各号に掲げる者（以下「特定非営利活動法人等」という。）が行うものであつて、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 乗車定員十一人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー（タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条第一項に規定するタクシーをいう。）その他の公共交通機関を利用することが困難な者（特定非営利活動法人等が行う場合にあつては、第五十一条の二十五の名簿に記載されている者）及びその付添人の運送（以下「福祉有償運送」という。）

イスト (略)

（申請書に添付する書類）

第五十一条の三 法第七十九条の二第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 一八 (略)

九 第五十一条の二十に規定する自家用有償旅客運送自動車の整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類

十 第五十一条の二十一第一項に規定する事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類

十一 第五十一条の二十二に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類

十二 (略)

（輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な措置）

第五十一条の九 法第七十九条の四第一項第六号の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な措置は、次のとおりとする。

一 一三 (略)

四 第五十一条の二十に規定する整備管理の責任者の選任その他整備管理の体制の整備

五 第五十一条の二十一第一項に規定する事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任その他連絡体制の整備

六 第五十一条の二十二に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置

第五十一条の十七 (略)

2 前項の責任者は、乗車定員十一人以上の自家用有償旅客運送自動車の運行を管理する事務所及び乗車定員十人以下の自家用有償旅客運送自動車五両以上の運行を管理する事務所(以下「特定事務所」という。)にあつては、当該特定事務所ごとに、法第二十三条第一項の運行管理者又は次の各号のいずれかに該当する者(事業者協力型自家用有償旅客運送を行う者の特定事務所にあつては、法第二十三条第一項の運行管理者)の中から、当該特定事務所が運行を管理する自家用有償旅客運送自動車の数を二十(同項の運行管理者を運行管理の責任者として選任する場合にあつては、四十)で除して得た数(一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)に一を加算して得た数以上選任されなければならない。

3 第一項の責任者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 〓三 (略)

四 第五十一条の十九の規定により自家用有償旅客運送自動車の運行に関する計画を作成すること。

五 第五十一条の二十の規定により、交替するための運転者を配置すること。

六 第五十一条の二十一に規定する場合にあつては、同条の規定による措置を講ずること。

七 自家用有償旅客運送自動車の運転者に対し、第五十一条の二十二第一項から第三項までの規定により確認を行い、指示を与え、記録し、及びその記録を保存し、並びにアルコール検知器(呼気に含まれるアルコールを検知する機器であつて、国土交通大臣が告示で定めるもの)を用い、同項において同じ。)を常時有効に保持すること。

八 自家用有償旅客運送自動車の運転者に対し、第五十一条の二十二第四項の規定により乗務記録を作成させ、及びその記録を保存すること。

九 第五十一条の二十三第一項の規定により運転者台帳を作成し、事務所に備え置くこと。

十 第五十一条の二十五第二項の規定により事故の記録を作成し、及びその記録を保存すること。

十一 (略)

(運行管理の責任者の講習)

第五十一条の十八 自家用有償旅客運送者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、特定事務所の運行管理の責任者に、国土交通大臣が告示で定める講習を受けさせなければならない。

(運行に関する計画)

第五十一条の十九 自家用有償旅客運送者は、特定事務所にあつては、道路交通法第二十二條の二第一項に規定する最高速度違反行為、同法第五十八條の三第一項に規定する過積載をして自動車運転する行為、同法第六十六條の二第一項に規定する過労運転及び同法第七十五條第一項第七号に掲げる行為の防止その他安全な運転の確保に留意して、自家用有償旅客運送自動車の運行に関する計画を作成しなければならない。

(交替するための運転者の配置)

第五十一条の二十 自家用有償旅客運送者は、特定事務所にあつては、自家用有償旅客運送自動車の運転者が長距離の運転又は夜間の運転に従事する場合であつて、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、交替するための運転者を配置しておかなければならない。

(異常気象時等における措置)

第五十一条の二十一 自家用有償旅客運送者は、特定事務所にあつては、異常な気象、天災その他の理由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、自家用有償旅客運送自動車の運転者に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講じなければならない。

第五十一条の十七 (略)

2 前項の責任者は、乗車定員十一人以上の自家用有償旅客運送自動車の運行を管理する事務所及び乗車定員十人以下の自家用有償旅客運送自動車五両以上の運行を管理する事務所にあつては、当該事務所ごとに、法第二十三条第一項の運行管理者又は次の各号のいずれかに該当する者(事業者協力型自家用有償旅客運送を行う者の事務所にあつては、法第二十三条第一項の運行管理者)の中から、当該事務所が運行を管理する自家用有償旅客運送自動車の数を二十(同項の運行管理者を運行管理の責任者として選任する場合にあつては、四十)で除して得た数(一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)に一を加算して得た数以上選任されなければならない。

3 第一項の責任者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 〓三 (略)

四 自家用有償旅客運送自動車の運転者に対し、次条第一項の規定により確認を行い、指示を与え、記録し、及びその記録を保存すること。

五 自家用有償旅客運送自動車の運転者に対し、次条第二項の規定により乗務記録を作成させ、及びその記録を保存すること。

六 第五十一条の十九第一項の規定により運転者台帳を作成し、事務所に備え置くこと。

七 第五十一条の二十一第二項の規定により事故の記録を作成し、及びその記録を保存すること。

八 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

<p>(安全な運転のための確認等及び乗務記録)</p> <p><b>第五十一条の二十二</b> 家用有償旅客運送者は、乗務しようとする運転者に対して、酒気帯びの有無及び疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、家用有償旅客運送自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与え、運転者ごとに確認を行った旨及び指示の内容を記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。</p> <p>2 家用有償旅客運送者は、特定事務所にあつては、乗務を終了した運転者に対して、酒気帯びの有無について確認し、運転者ごとに確認を行った旨を記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。</p> <p>3 家用有償旅客運送者は、特定事務所にあつては、アルコール検知器を常時有効に保持するとともに、前二項の規定により酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて行わなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p><b>第五十一条の二十三</b> <b>第五十一条の三十一</b> (略)</p>	<p>(安全な運転のための確認等及び乗務記録)</p> <p><b>第五十一条の十八</b> 家用有償旅客運送者は、乗務しようとする運転者に対して、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、家用有償旅客運送自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与え、運転者ごとに確認を行った旨及び指示の内容を記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p><b>第五十一条の十九</b> <b>第五十一条の二十七</b> (略)</p>
---	--

<p>(自動車事故報告規則の一部改正)</p> <p><b>第二条</b> 自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第百四号)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p> <p><b>改正後</b></p> <p>(定義)</p> <p><b>第二条</b> この省令で「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう。</p> <p>一 〇七 (略)</p> <p>八 酒気帯び運転(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第六十五条第一項の規定に違反する行為をいう。以下同じ)。無免許運転(同法第六十四条の規定に違反する行為をいう)。大型自動車等無資格運転(同法第八十五条第五項から第九項までの規定に違反する行為をいう。又は麻薬等運転(同法第一百七十七条の二第一項第三号の罪に当たる行為をいう。を伴うもの。</p> <p>九 〇五 (略)</p>	<p><b>改正前</b></p> <p>(定義)</p> <p><b>第二条</b> この省令で「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう。</p> <p>一 〇七 (略)</p> <p>八 酒気帯び運転(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第六十五条第一項の規定に違反する行為をいう。以下同じ)。無免許運転(同法第六十四条の規定に違反する行為をいう)。大型自動車等無資格運転(同法第八十五条第五項から第九項までの規定に違反する行為をいう。又は麻薬等運転(同法第一百七十七条の二第三号の罪に当たる行為をいう。を伴うもの。</p> <p>九 〇五 (略)</p>
--	---

<p><b>附則</b></p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この省令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p><b>第二条</b> この省令による改正後の道路運送法施行規則(以下「新規則」という。)第五十一条の十七第三項第七号の規定の適用については、当分の間、同号中「から第三項まで」とあるのは「及び第二項」と、「保存し、並びにアルコール検知器(呼気に含まれるアルコールを検知する機器であつて、国土交通大臣が告示で定めるものをいう。同項において同じ。)を常時有効に保持する」とあるのは「保存する」とする。</p> <p>2 新規則第五十一条の二十二第三項の規定は、当分の間、適用しない。</p> <p><b>第三条</b> 国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則(平成二十六年国土交通省令第百三十三号)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。</p> <p><b>改正後</b></p> <p>(申請書に添付する書類)</p> <p><b>第五条</b> 法第十六条の二の二第二項の規定により道路運送法を適用する場合における同法第七十九条の二第一項の申請書には、道路運送法施行規則第五十一条の三の規定にかかわらず、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 〇六 (略)</p>	<p><b>改正前</b></p> <p>(申請書に添付する書類)</p> <p><b>第五条</b> 法第十六条の二の二第二項の規定により道路運送法を適用する場合における同法第七十九条の二第一項の申請書には、道路運送法施行規則第五十一条の三の規定にかかわらず、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 〇六 (略)</p>
---	---

七 道路運送法施行規則第五十一条の二十四に規定する自家用有償観光旅客等運送自動車の整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類

八 道路運送法施行規則第五十一条の二十五第一項に規定する事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類

九 道路運送法施行規則第五十一条の二十六に規定する自家用有償観光旅客等運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類

十・十一 (略)

(自家用有償観光旅客等運送自動車に関する表示等)

第八条 自家用有償観光旅客等運送者は、自家用有償観光旅客等運送を行う場合には、道路運送法施行規則第五十一条の二十七第一項に規定する標章に外国人観光旅客の利便の確保に關し必要な事項を記載するように努めるものとする。

第九条 法第十六条の二の二第一項の規定により道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送とみなされた自家用有償観光旅客等運送について道路運送法施行規則の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第五十一条の十五第三号	地域公共交通会議等において協議が調つていること(第五十一条の七第二号に該当する場合にあっては、当該運賃及び料金を勘案して、当該自家用有償旅客運送が営利を目的としていないと認められない妥当な範囲内であり、かつ、同号の地域公共交通計画において当該対価が定められていること。)	国家戦略特別区域法第七条第一項に規定する国家戦略特別区域会議の意見を聴いていること
(略)	(略)	(略)
第五十一条の二十三第一項第五号	第三項	第五十一条の十六第一項
第五十一条の二十三第三項	第三項	第五十一条の十六第一項

七 道路運送法施行規則第五十一条の二十に規定する自家用有償観光旅客等運送自動車の整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類

八 道路運送法施行規則第五十一条の二十一第一項に規定する事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類

九 道路運送法施行規則第五十一条の二十二に規定する自家用有償観光旅客等運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類

十・十一 (略)

(自家用有償観光旅客等運送自動車に関する表示等)

第八条 自家用有償観光旅客等運送者は、自家用有償観光旅客等運送を行う場合には、道路運送法施行規則第五十一条の二十三第一項に規定する標章に外国人観光旅客の利便の確保に關し必要な事項を記載するように努めるものとする。

第九条 法第十六条の二の二第一項の規定により道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送とみなされた自家用有償観光旅客等運送について道路運送法施行規則の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第五十一条の十四第一項	自家用有償旅客運送者	自家用有償観光旅客等運送者
第五十一条の十五第三号	地域公共交通会議等において協議が調つていること(第五十一条の七第二号に該当する場合にあっては、当該運賃及び料金を勘案して、当該自家用有償旅客運送が営利を目的としていないと認められない妥当な範囲内であり、かつ、同号の地域公共交通計画において当該対価が定められていること。)	国家戦略特別区域法第七条第一項に規定する国家戦略特別区域会議の意見を聴いていること
(略)	(略)	(略)
第五十一条の十九第一項第五号	第三項	第五十一条の十六第一項
第五十一条の十九第三項	自家用有償旅客運送を行う特定非営利活動法人等	自家用有償観光旅客等運送を行う特定非営利活動法人等
第五十一条の十六第一項及び第三項	第五十一条の十六第一項	
第五十一条の二十四	自家用有償旅客運送を行う市町村	自家用有償観光旅客等運送を行う市町村